

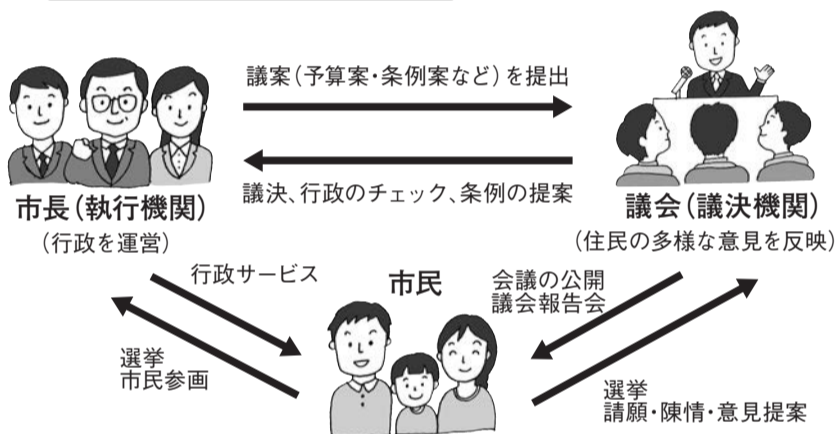
条例の特徴(新たな取り組み等)

- 議員相互間による討議  
議会は、議員による討議を中心に議論する言論の場であることから、議会の審議及び審査で結論を出す場合、合議体としての合意形成に向けて議員相互間の議論を尽くすよう努めるため、各常任・特別委員会における議員間討議の実施を規定しています。
- 議会報告会  
議会の審議状況など議会活動に関する報告や市政に関する報告のほか、市政全般にわたる市民の意見を把握するために、議会報告会を開催します。
- 請願・陳情提出者による意見陳述  
市民等から提出される請願、陳情については、市民等からの政策提案と位置づけ、提出者が希望する場合には、審査される委員会において、提出者の意見を聴取する機会を設けます。
- 市長等の反問権  
市長等は、本会議及び委員会において、議案に対する質疑または一般質問に対し、対案や根拠等の問い返しを行うことができます。これによって、論点や争点がより明らかになり、議論が活発化されることとなります。



市民・議会・市長の関係

二元代表制  
(地方自治の基本)



◆◆◆ 条例の主な内容 ◆◆◆

藤沢市議会基本条例では、議会運営に関する次のような基本的事項について定めています。

- ◆前文  
二元代表制のもとでの合議制の機関である議会の役割と使命、議会に求められる政策立案等の議会機能充実及び議会改革に対する考え方や条例を制定する目的などを規定
- ◆基本理念  
市政における最高の意思決定機関としての基本的な考え方を規定
- ◆議会の活動原則  
市長等執行機関の事務執行への監視と評価、積極的な情報公開と開かれた議会運営の実施、政策立案や政策提言に積極的に取り組むこと等を規定
- ◆議員の活動原則  
議会は合議制の機関であることを十分認識し、市政全般の課題について市民の意思を的確に把握するよう活動することを規定
- ◆議会運営の原則等  
議会としての役割を果たすための議会運営の原則や、より開かれた議会、わかりやすい議会とするための市民に対する説明責任を規定
- ◆市民と議会との関係  
市民の議会への参画機会の確保、議会報告会の開催及び議会活動に関する市民への情報公開を規定
- ◆議会と市長等との関係  
二元代表制における議会と市長等との関係、市長等の反問権及び市長による政策提案の説明責任等を規定
- ◆議会機能の強化  
議会の政策立案機能及び政策提言の強化、議員相互間の討議による合意形成への努力、議員研修の充実強化、専門的知見の活用及び政務活動費について規定
- ◆議員の政治倫理  
議員が市民の代表として良心と責任感を持って、清廉かつ公正な職務の遂行に努めるための政治倫理を規定
- ◆議会事務局等の体制整備  
議会事務局の調査及び法制機能の充実並びに議会事務局組織体制の整備と議会図書室の充実を規定
- ◆最高規範性及び見直し手続  
条例の法体系としての位置づけと、必要に応じた見直し措置を規定

パブリックコメント結果

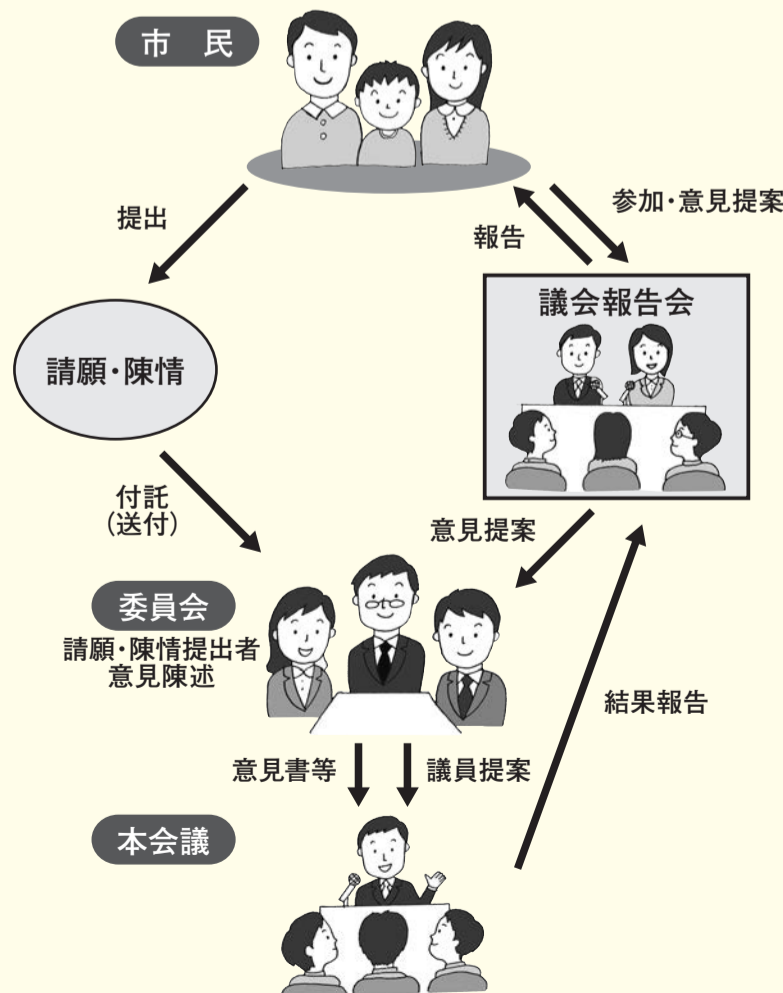
1. 実施状況
  - (1) 件 名 「藤沢市議会基本条例の考え方(素案)」について
  - (2) 募集期間 2012年(平成24年)11月19日(月)～同年12月18日(火)
  - (3) 意見提出者 3名
  - (4) 意見総数 38件

2. 意見の概要(抜粋)

No.	条項	意見の内容(要旨)	市議会の考え方
1	全体	いま何故このような条例を制定する必要があるのかの説明が最もこの条例の理解には必要なことと思われる。	本条例については、改めて、議会の活動原則、議員の活動原則及び議会の説明責任等を規定することにより、議会及び議員が具体的に実践していくために、制定するものであります。
2	前文	「市民の負託に応える」は、まさに言葉のあやである。市民の負託とは何かを明確にするべきである。(例)①健全な市経営への条例等の提案、審査、表決②市長に代表される行政機関の監視、監督など	市民の負託に応えるため、政策立案機能の強化に努め、条例の提案等の政策提案に取り組んでまいります。また、市長等執行機関の事務執行について、適切に監視してまいります。
3	第9条第1項	・「議会報告会」について「開催するよう努める」では、開催が確約されておらず不適当。「年1回以上開催する」など具体的な開催の回数を入れるべき。ただし、「年1回開催」などとすると、上限の回数だと解釈(年1回だけ開けばいい、など)されては困るので、「以上」という文言も必ず入れるべき。もちろん、回数は多い方がよい。はっきり言って、年1回は少なすぎる。最低でも年4回は開くべき。	ご意見を踏まえた上で、「開催するものとする」に修正します。議会報告会の具体的な開催回数等の中身については、今後設置される広報聴取委員会において協議してまいります。

※詳細は、市議会ホームページに掲載しています。

市民の要望・意見提案の流れ



議会改革検討委員会

- |    |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 委員 | 吉田 淳基 | 塚本 昌紀 | 有賀 正義 | 柳田 秀憲 | 松長 泰幸 | 井上 裕介 | 佐藤 清崇 | 佐藤 春雄 | 土屋 俊則 | 松下賢一郎 |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|